

公益社団法人日本青年会議所

2014年度

会計マニュアル

[消費税率改定に伴う各種取扱い]

[2014年6月版]

公益社団法人日本青年会議所

2014年度 財政審査会議

日本J C 事務局

編

目 次

はじめに（活用の手引き）	1
I. 見積書の取扱いについて	2
1. 事業実施日が2014年 3月31日までの場合	
2. 事業実施日が2014年 4月 1日以降の場合	
3. 年間契約など、契約開始から終了までが2014年4月1日をまたぐ場合	
4. その他	
II. 消費税等計算シート（様式13）の記載方法について	3
III. 消費税率の判定方法について	4
1. 事業の収入科目について	
2. 事業の支出科目について	
3. その他（管理費等、法人会計の収益・費用について）	
IV. 会計ソフト（Webバランスマン）への入力方法について	
1. 事業決算の入力について	6
2. 管理費等の法人会計での費用の入力について	10

はじめに（活用の手引き）

公益社団法人日本青年会議所（以下「日本JC」）は、定款第3条に定める目的を実現する為に平成20年度改正会計基準に基づき、2010年度新たなる一步を踏み出しました。そしてその運動を支える財源は、各地青年会議所（以下「LOM」という）からお預かりする会費（内部資金）と諸大会の登録料、行政や財団などからの補助金・助成金及び各企業の協賛金等（外部資金）によって賄われています。

各会議・委員会と地区・ブロック協議会の行う諸事業はすべて公益法人として資金を提供する内部及び外部の信託に応える適正な内容である必要があります。そして一つひとつの事業会計は、隅々まで細心の注意をはらって明瞭かつ公正な形で処理をし、資金提供者に報告する重大な責任と義務のもと管理されなければなりません。

そのため、「会計マニュアル[事業会計・委員会会計]」が日本JCの会務運営を含む全ての活動につき、事業計画及び予算の立案から事業報告及び決算に至るまで、諸事業・会務運営とその会計処理をより円滑かつ適正に処理することができるように作成されています。通常であればこの「会計マニュアル[事業会計・委員会会計]」に沿って、各会議・委員会、協議会の会計運営がなされることとなります。

消費税率が2014年4月1日より改定されますが、消費税及び見積書の取得に関する取扱いについても「会計マニュアル[事業会計・委員会会計]」に記載されており、

- ・いわゆる「発生主義」の原則に基づく
- ・可能な限り細目を区分する

ことについては、消費税率の変更に左右されるものではありません。

しかしながら、

- ・「発生主義」とは具体的にどのようなものか
- ・「5%」「8%」のどちらの消費税率が適用された見積書を取得すべきか

について、判断に迷うケースが生じるものと想定されます。

そこで、事業実施日に応じて大きく3つのケースに区分し、別途、当マニュアルを定めました。

本マニュアルを有効にご活用いただき、各会議・委員会また協議会が大きな成果を上げられますことを心よりお祈り申し上げます。また、作成に当たって様々なご助言ご示唆をいただいた内部会計監査人グループの皆様へ深く感謝申し上げます。

2014年度 財政審査会議 議長 富田 典良

I. 見積書の取扱いについて（※ 当項目の内容は、2014年1月配布資料と同じ内容です。）

1. 事業実施日が2014年 3月31日までの場合

すべてのものについて、見積書の有効期限を「2014年3月31日」、消費税率を「5%」としてください。

2. 事業実施日が2014年 4月 1日以降の場合

（1）物（チラシや資料、映像DVDなど）の納品について

- ① 2014年 3月31日までに納品が完了するものについては、見積書の有効期限を「2014年3月31日」、消費税率を「5%」としてください。
- ② 2014年 4月1日以降に納品が完了するものについては、見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

（2）講師等出演依頼について（下記「3. 年間契約など～」に該当する場合を除きます。）

見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

（3）講師などに対する交通費について

見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

（4）会場費について

見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

（5）設営費について

見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

3. 年間契約など、契約開始から終了までが2014年 4月 1日をまたぐ場合

サーバーの利用、ホームページの管理、講師等出演、アドバイザー契約などを想定しています。

- （1）原則として、見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。
- （2）ただし、月単位での契約や見積書の細目区分が可能である場合は、
 - ① 2014年3月31日以前の期間に対応するものは、見積書の有効期限を「2014年3月31日」、消費税率を「5%」としてください。
 - ② 2014年4月1日以後の期間に対応するものは、見積書の有効期限を「2014年12月31日」、消費税率を「8%」としてください。

4. その他

- （1）消費税額の内訳を記載しないもの（いわゆる税込または内税）の見積書は認められますが、その場合「税込」または「内税」の表記をしてください。
- （2）1枚の見積書内で、細目により適用される消費税率が異なる場合は、それぞれの細目に適用される消費税率を記載するか、見積書を2枚に区分してください。

II. 消費税等計算シート（様式13）の記載方法について

2014年度会計マニュアルの消費税等計算シート（様式13）では、各勘定科目において税率5%と税率8%の欄が新たに設けられております。

これらの欄には、原則的に、上述「I. 見積書の取扱いについて」に記載した通りの税率毎に金額を記載頂くこととなります。（詳細は「III. 消費税率の判定方法について」をご参考下さい）

例えば、上述I-1の会場費だと「会場設営費」の「課税支出 税率5%」の欄へ、また、I-2-(4)の会場費だと、「会場設営費」の「課税支出 税率8%」の欄へ金額を記載して頂きます。

以下、具体的な記載方法を、記載が複雑な4月1日をまたぐ場合(事業実施日 4月5日)を例にして記載してみます。

- ① 登録料収入：1,000円(税込) * 200人：2月15日～4月5日の間に受領 → 8%
- ② 事業繰入金：200,000円：税区分「その他収益」
- ③ 会場設営費：会場費：A社：120,960円(税込)：会場使用料：4月5日使用 → 8%
- ④ 企画演出費：演出費：B社：105,000円(税込)：OP映像作成：3月26日納品 → 5%
- ⑤ 講師関係費：講演料：C氏：150,000円(税込)：講演会講演料：4月5日講演 → 8%
- ⑥ 資料作成費：作成費：B社：9,450円(税込)：アンケート印刷代：3月26日納品 → 5%
- ⑦ 資料作成費：消耗品：D社：9,850円(税込)：クリップペンシル：4月2日納品 → 8%
- ⑧ 雑費：雑費：銀行：630円(税込)：A社宛送金手数料：3月31日振込 → 5%
- ⑨ 雑費：雑費：銀行：420円(税込)：B社宛送金手数料：3月31日振込 → 5%
- ⑩ 雑費：雑費：銀行：648円(税込)：C氏宛送金手数料：4月30日振込 → 8%
- ⑪ 雑費：雑費：銀行：216円(税込)：D社宛送金手数料：4月30日振込 → 8%

このような場合、消費税等計算シート（様式13）は以下ようになります。

消費 税 等 計 算 シ ー ト							[様式13]
事業名称：							
1. 収益の部							(単位：円)
勘定科目	決算額(①+②+③+④)	課税収益① 税率5%	課税収益① 税率8%	非課税収益②	特定収益③	その他収益④	
登録料収益	200,000		200,000				①
寄付金収益	0						
補助金	0						
助成金	0						
広告料収益	0						
販売収益	0						
事業繰入金	200,000					200,000	②
雑収益	0						
収益計	400,000	0	200,000	0	0	200,000	
2. 費用の部							(単位：円)
勘定科目	決算額(①+②)	課税支出① 税率5%	課税支出① 税率8%	非課税その他②			
会場設営費	120,960		120,960				③
企画・演出費	105,000	105,000					④
本部団関係費	0						⑤
講師関係費	150,000		150,000				⑥
広報費	0						⑦
資料作成費	19,300	9,450	9,850				
報告書作成費	0						
懇親会費	0						
渉外費	0						
旅費交通費	0						
参加記念品費	0						
保険料	0						⑧+⑨
通信費	0						
雑費	1,914	1,050	864				⑩+⑪
費用計	397,174	115,500	281,674	0			
■収支差額	2,826						

※内税にて全て記載して下さい。

Ⅲ. 消費税率の判定方法について

1. 事業の収入科目について

(1) 登録料収益

原則、「課税収益」となります。その税率は、登録料を集める事業の実施日を基準に判定します。

すなわち、いつ入金されたかは関係なく、事業実施日が2014年4月1日以前の場合は5%、以降の場合は8%となります。

(2) 寄付金収益・補助金

原則、「特定収益」となります。バランスマンでの「税区分」は「不課税」となります。

(3) 助成金・広告料収益

原則、「課税収益」となります。その税率は、登録料と同様に、事業の実施日を基準に判定します。

(4) 販売収益

原則、「課税収益」となります。その税率は、物品の販売日を基準に判定します。

(5) 事業繰入金

原則、「その他収益」となります。バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

(6) 雑収益

「雑収益」で一番件数が多いのは「利息」ですが、これは「非課税収益」になります。バランスマンでの科目は「雑収入－受取利息収入」で「税区分」は「非課税」となります。

その他の雑収益については、ケースバイケースになりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

2. 事業の支出科目について

支出科目に関しては、原則的に、殆どの場合が課税支出となり、その税率は「I. 見積書の取扱いについて」で記載した通りの税率で記載頂くこととなりますので、ここでは、一部の例外について若干補足いたします。

(1) 保険料支払いの場合

保険料支払いは、原則、様式13の税区分は「非課税その他」、バランスマンでの「税区分」は「非課税」となります。

(2) 玉串料・印紙代等の支払いの場合

神社・仏閣に対する支払い（主に成功祈願等の玉串料等）や、各種契約書貼付の収入印紙代などは、勘定科目は「雑費」となり、様式13の税区分は「非課税その他」、バランスマンでの「税区分」は「非課税」となります。

(3) 海外での支払いの場合

海外への渡航を含む事業を実施した場合、海外での支出に関しては「非課税支出」になります。また、その場合、国内の業者への支払いは「課税支出」「非課税支出」が混在することがございますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

3. その他（管理費等、法人会計の収入・支出について）

(1) 法人会計の収入科目について（事業関連以外の収入について）

① 会費収入・負担金収入

会費と負担金収入は、特定収入となるので、バランスマンでの「税区分」は「不課税」となります。

② 雑収入

雑収入で一番件数が多いのは「利息」ですが、これは「非課税収益」になります。バランスマンでの科目は「雑収入－受取利息収入」で「税区分」は「非課税」となります。

その他の雑収入については、ケースバイケースになりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

③ 他会計からの繰入金収入

繰入金収入は、基本的に日本J C内の組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

(2) 法人会計の支出科目について（事業関連以外の支出について）

支出科目に関しては、事業費と同様に、殆どの場合が課税支出となり、その税率は「I. 見積書の取扱いについて」で記載した通りの税率で記載頂くこととなりますので、ここでは、一部の例外について補足いたします。

① 保険料支払いの場合

保険料支払いは、バランスマンでの勘定科目は「保険料支出」、「税区分」は「非課税」となります。

② 印紙・証紙代等の支払いの場合

契約書等貼付の収入印紙や証紙代などは、バランスマンでの勘定科目は「租税公課支出ーその他租税公課支出」となり、「税区分」は「非課税」となります。

③ 負担金ー加盟団体支出の支払いの場合

協議会が加入している各種団体の会費については、基本的に「非課税」となるものが多いと思われていますが、その会費が会報配布やセミナー受講等の「対価性」を持つ場合、「課税支出」扱いとなりますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

④ 負担金ー地区会費支出の支払いの場合

基本的に日本JIC内の組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

⑤ 他会計への繰入金支出

日本JIC本会から請求される消費税負担金や外部監査負担金等「他会計への繰入金支出」は、日本JIC内の組織間での内部取引な為、バランスマンでの「税区分」は「対象外」となります。

⑥ 海外での支払いの場合

海外での支出が発生した場合に関しては「非課税支出」になります。また、その場合、国内の業者への支払いは「課税支出」「非課税支出」が混在することがございますので、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

(3) その他、注意を要する場合について

ここでは、税率判定で注意を要する事例を列挙いたします。

① 電話代等の口座振替（利用月と支払月が異なる為、4月以降でも消費税が5%となる場合）

電話料金等、3月中のサービス利用の支払いに関する請求書が、4月に到着し、その支払いが4月以降になる場合、請求書に明記される消費税率は5%となります。そのため、バランスマン入力の際の「日付」は4月以降でも、「税区分」では「課税(5%)」を選択して下さい。

② LOMに協議会の事務局業務を委託している場合

協議会の事務局業務をLOMへ委託する場合、年間の業務委託契約をLOMと取り交わしていると存じます。この場合、LOMが消費税納付法人でないことから「非課税」とされる場合が散見されますが、このような場合、原則としてバランスマン上の「管理費ー業務委託費支出」科目で「課税」となります。

その場合の税率は、「I. 見積書の取扱いについて」の「3. 年間契約～」(2)の事例の様に、年間契約であっても月単位での契約や、請求の細目区分が可能な場合は、それぞれ対応した税率で処理して頂きますが、年額のみ場合は、年額を12で割った額の3ヶ月分は5%、9ヶ月分を8%として頂きます。

例えば、年額60,000円として、それを月額換算しますと、年額60,000円÷12か月＝5,000円/1ヶ月分となり、1～3月迄の3ヶ月分が月額5,000円×3ヶ月分＝15,000円、4～12月迄の9ヶ月分が月額5,000円×9ヶ月分＝45,000円となりますので、15,000円については5%、45,000円については8%で2つに分割して処理する必要があります。（ご不明な場合はお問い合わせ下さい）

③ その他、判定に悩まれた場合や、これまでに記載した内容と異なる取引が発生した場合（例：取引内容が8%と思われるものの、請求書に明記された税率が5%の場合等）は、別途、ご相談下さい。

IV. 会計ソフト（Webバランスマン）への入力方法について

Webバランスマンの基本的な入力操作に関しましては「Webバランスマン 簡易操作ガイド（地区・ブロック協議会用）」をご参考頂き、ここでは消費税の入力に関する部分について、事業決算と、管理費等の法人会計での費用、それぞれについて重点的に記載いたします。

1. 事業決算の入力について

事業決算をWebバランスマンへ入力する際には、事業の決算審議が終了し、事業収支決算報告書（様式10）と消費税等計算シート（様式13）が完成していることが前提となります。（様式の内容は「II. 消費税等計算シート（様式13）の記載方法について」と同じ内容にしています。）

ここでは、以下の事業決算の結果を例にして、Webバランスマンへの入力方法をご説明いたします。

事業収支決算報告書				
(単位：円)				
科目	予算額	決算額	差異	摘要
(収益の部)				
1 登録料収益	200,000	200,000	0	
2 寄付金収益			0	
3 補助金			0	
4 助成金			0	
5 広告料収益			0	
6 販売収益			0	
7 事業繰入金	200,000	200,000	0	
8 雑収益			0	
収益計	400,000	400,000	0	
(費用の部)				
1 会場設営費	120,960	120,960	0	
2 企画・演出費	105,000	105,000	0	
3 本部団関係費			0	
4 講師関係費	150,000	150,000	0	
5 広報費			0	
6 資料作成費	19,300	19,300	0	
7 報告書作成費			0	
8 懇親会費			0	
9 渉外費			0	
10 旅費交通費			0	
11 参加記念品費			0	
12 保険料			0	
13 通信費			0	
14 雑費	1,914	1,914	0	
15 予備費			0	
費用計	397,174	397,174	0	
収支差額		2,826		

上記の収支差額(余剰金)は、第5回理事会の承認を経て一般会計に繰り入れる。

消費税等計算シート						
事業名称:						
1. 収益の部 (単位:円)						
勘定科目	決算額(①+②+③+④)	課税収益① 税率5%	課税収益① 税率3%	非課税収益②	特定収益③	その他収益④
登録料収益	200,000		200,000			
寄付金収益	0					
補助金	0					
助成金	0					
広告料収益	0					
販売収益	0					
事業繰入金	200,000					200,000
雑収益	0					
収益計	400,000	0	200,000	0	0	200,000
2. 費用の部 (単位:円)						
勘定科目	決算額(①+②)	課税支出① 税率5%	課税支出① 税率3%	非課税その他②		
会場設営費	120,960		120,960			
企画・演出費	105,000	105,000				
本部団関係費	0					
講師関係費	150,000		150,000			
広報費	0					
資料作成費	19,300	9,450	9,850			
報告書作成費	0					
懇親会費	0					
渉外費	0					
旅費交通費	0					
参加記念品費	0					
保険料	0					
通信費	0					
雑費	1,914	1,050	864			
費用計	397,174	115,500	281,674	0		
■収支差額	2,826					

※内税にて全て記載して下さい。

(1) 処理全体の概要として、上述の様式をWebバランスマンへ入力した場合、下図の通りとなりますので、以降、詳細について、順を追ってご説明いたします。(加工した図のため、実際の画面とは異なります。)

振替伝票入力

WEBBALANCEMAN 公益社団法人 日本青年会議所 ログイン

【会計システム】>【日次処理】>【振替伝票入力・印刷】

メニュー 日次処理 月次帳票 繰日 決算開

振替伝票入力

新規 変更 削除 照会

起年度 2014年度 会計CD 0 ※統一会計※

取引日 2014/05/09 件名 ○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引

情報 概要

明細入力

借方				貸方			
科目	事業区分	税込/本体	消費税	科目	事業区分	税込/本体	消費税
会場設営費支出	会員大会事業	120,960	課税(8%)	事業仮払金		200,000	不課税
○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		112,000	8,960	○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		200,000	0
会場設営費	会員大会事業	120,960	不課税	当期収支差額		120,960	8.0%
企画・演出費支出	会員大会事業	105,000	課税(5%)	登録料収入	会員大会事業	200,000	課税(8%)
○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		100,000	5,000	○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		185,186	14,814
当期収支差額		200,000	8.0%	登録料収益	会員大会事業	200,000	不課税
企画・演出費	会員大会事業	105,000	不課税	当期収支差額		105,000	5.0%
講師関係費支出	会員大会事業	150,000	課税(8%)				
○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		138,889	11,111				
講師関係費	会員大会事業	150,000	不課税	当期収支差額		150,000	8.0%
資料作成費支出	会員大会事業	9,450	課税(5%)				
○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		9,000	450				
資料作成費	会員大会事業	9,450	不課税	当期収支差額		9,450	5.0%
資料作成費支出	会員大会事業	9,850	課税(8%)				
○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		9,121	729				
資料作成費	会員大会事業	9,850	不課税	当期収支差額		9,850	8.0%
雑費支出	会員大会事業	1,050	課税(5%)				
○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		1,000	50				
雑費	会員大会事業	1,050	不課税	当期収支差額		1,050	5.0%
雑費支出	会員大会事業	864	課税(8%)				
○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		800	64				
雑費	会員大会事業	864	不課税	当期収支差額		864	8.0%
現金		2,826	不課税				
○△協議会2014年度会員大会事業 決算取引		2,826	0				
合計金額 400,000				合計金額 400,000			

相手CD

振替区分

内部取引消去

登録 登録・印刷 削除 戻る

(2) ここでは、まず「借方」として、様式13を基に「費用の部」の「会場設営費」を入力します。

「振替伝票入力・印刷」画面で「明細入力」ボタンクリック後、「借方」欄の「追加」ボタンをクリックし、「科目情報登録」画面（下図 右画像）を表示させます。

「科目種別」で「012：事業活動支出」を選択、「科目」で「600110110：会場設営費支出」を選択、事業区分を入力後、次に様式13の「課税支出①税率8%」欄に記載した金額「120,960」を入力、次に「消費税区分」で「課税(8%)」を選択します。「摘要」入力後、画面下部の「登録」をクリックして下さい。

雑収	益			
収	益	計	400,000	0 200,000

2. 費用の部			
勘定科目	決算額①+②	課税支出① 税率5%	課税支出① 税率8%
会場設営費	120,960		120,960
企画・演出費	105,000	105,000	
本部団関係費	0		
講師関係費	150,000		150,000
広報費	0		
資料作成費	19,300	9,450	9,850
報告書作成費	0		

科目情報登録 借方

年度 平成26年

会計CD 0 ※ダミー会計※

科目種別 012 事業活動支出

科目 600110110 会場設営費支出

事業区分 000200050001 会員大会事業

税込金額 120,960 予算額

消費税区分 課税(8%) 課税(8%) 予算残高

税額 8,960

本体金額 112,000

摘要

登録

(3) 次に「企画・演出費」を入力します。

再度「借方」欄の「追加」ボタンをクリックし、「科目情報登録」画面（下図 右画像）を表示させます。

「科目種別」で「012：事業活動支出」を選択、「科目」で「600110120：企画・演出費支出」を選択、事業区分を入力後、次に様式13の「課税支出①税率5%」欄に記載した金額「105,000」を入力、次に「消費税区分」で「課税(5%)」を選択します。「摘要」入力後、画面下部の「登録」をクリックして下さい。

雑収	益			
収	益	計	400,000	0 200,000

2. 費用の部			
勘定科目	決算額①+②	課税支出① 税率5%	課税支出① 税率8%
会場設営費	120,960		120,960
企画・演出費	105,000	105,000	
本部団関係費	0		
講師関係費	150,000		150,000
広報費	0		
資料作成費	19,300	9,450	9,850
報告書作成費	0		

科目情報登録 借方

年度 平成26年

会計CD 1 本体会計

科目種別 012 事業活動支出

科目 600110120 企画・演出費支出

事業区分 000200050001 会員大会事業

税込金額 105,000 予算額

消費税区分 課税(8%) 8.0 課税(8%) 予算残高

税額 7,777

本体金額 97,223

摘要

登録

- (4) 次に、一つの勘定科目で二つの税率が混在する場合として「資料作成費」を入力します。
 この場合は、同じ勘定科目で税率毎に一つずつ、合わせて2つの取引を入力することになります。

① まず、一つ目の税率分として、5%の分を入力します。

「振替伝票入力・印刷」画面で「明細入力」ボタンをクリック後、「借方」欄の「追加」ボタンをクリックし、「科目情報登録」画面（下図 右画像）を表示させます。

「科目種別」で「012：事業活動支出」を選択、「科目」で「600110160：資料作成費支出」を選択、事業区分を入力後、次に様式13の「課税支出①税率5%」欄に記載した金額「9,450」を入力、次に「消費税区分」で「課税(5%)」を選択します。「摘要」入力後、画面下部の「登録」をクリックして下さい。

雑収	益	0		
収益計		400,000	0	200,000
2. 費用の部				
勘定科目	決算額(①+②)	課税支出① 税率5%	課税支出① 税率8%	非課税
会場設営費	120,960		120,960	
企画・演出費	105,000	105,000		
本部関係費	0			
講師関係費	150,000		150,000	
広報費	0			
資料作成費	19,300	9,450	9,850	
報告書作成費	0			

科目情報登録		借方	
年度	平成26年		
会計CD	1 本体会計		
科目種別	012 事業活動支出		
科目	600110160 資料作成費支出		
事業区分	000200050001 会員大会事業		
税込金額	9,450	予算額	
消費税区分	課税(5%) 5.0	予算残高	
税額	課税(8%) 450		
本体金額	課税(5%) 9,000		
摘要			
登録			

② 次に、二つ目の税率分として、8%の分を入力します。

「振替伝票入力・印刷」画面で「明細入力」ボタンをクリック後、「借方」欄の「追加」ボタンをクリックし、「科目情報登録」画面（下図 右画像）を表示させます。

「科目種別」で「012：事業活動支出」を選択、「科目」で「600110160：資料作成費支出」を選択、事業区分を入力後、次に様式13の「課税支出①税率8%」欄に記載した金額「9,850」を入力、次に「消費税区分」で「課税(8%)」を選択します。「摘要」入力後、画面下部の「登録」をクリックして下さい。

雑収	益	0		
収益計		400,000	0	200,000
2. 費用の部				
勘定科目	決算額(①+②)	課税支出① 税率5%	課税支出① 税率8%	非課税
会場設営費	120,960		120,960	
企画・演出費	105,000	105,000		
本部関係費	0			
講師関係費	150,000		150,000	
広報費	0			
資料作成費	19,300	9,450	9,850	
報告書作成費	0			

科目情報登録		借方	
年度	平成26年		
会計CD	1 本体会計		
科目種別	012 事業活動支出		
科目	600110160 資料作成費支出		
事業区分	000200050001 会員大会事業		
税込金額	9,850	予算額	
消費税区分	課税(8%) 9.0	予算残高	
税額	非課税 729		
本体金額	不課税 対象外 課税(5%) 9,121		
摘要			
登録			

- (5) 基本的な入力方法は以上の通りとなりますので、他の勘定科目についても同様におこなって頂き、上記(1)に掲載したような振替伝票になるよう、入力を進めて下さい。

2. 管理費等の法人会計での費用の入力について

管理費等、法人会計における費用をWebバランスマンへ入力する際には、事業決算のように各取引を取りまとめた、完成した様式が無い為、取引毎に、納品日やサービスを受けた日、請求書、領収書などを基に税率を判断していく必要があります。その詳細は「Ⅲ. 消費税率の判定方法について」で記載した通りですので、ここでは、税率毎の入力方法をご説明いたします。

(1) 2014年 3月31日までに納品やサービス提供を受けた案件の入力方法

ここでは、事例を単純化して、3月10日に現金でバインダファイル等文具、税込2,625円分を購入した場合の入力方法をご説明いたします。(こちらは「出納帳入力」でのご説明といたします。)

「出納帳入力」画面で「現金」出納帳をクリック後、画面左上「表示」をクリックし、画面右上の「追加」をクリックで、画面下部に出納帳入力部分を表示させます。

「日付」で「03/10」を入力、「相手科目」で「2014事業活動支出－管理費支出－消耗品費支出」を選択後、「摘要」入力後、「税区分」欄で「課税(5%)」を選択し、「出金」欄に「2,625」を入力後、画面下部の「登録」をクリックして終了です。

引先	税区分	借方(入金)	貸方(出金)
具店	課税(5%)	0	2625
	課税(8%)		
	非課税		
	不課税		
	対象外		
	課税(5%)		

「税区分」欄で「課税(5%)」を選択します。

(2) 2014年 4月1日以降に納品やサービス提供を受けた案件の入力方法

ここでも、事例を単純化して、4月10日に現金でバイндаファイル等文具、税込2,700円分を購入した場合の入力方法をご説明いたします。

「出納帳入力」画面で「現金」出納帳をクリック後、画面左上「表示」をクリックし、画面右上の「追加」をクリックで、画面下部に出納帳入力部分を表示させます。

「日付」で「04/10」を入力、「相手科目」で「2014事業活動支出—管理費支出—消耗品費支出」を選択後、「摘要」入力後、「税区分」欄で「課税(8%)」を選択し、「出金」欄に「2,700」を入力後、画面下部の「登録」をクリックして終了です。

WEB BALANCE MAN 公益社団法人 日本青年会議所
【会計システム】>【日次処理】>【出納帳入力】

現金出納帳

表示範囲: 金件 | 日付範囲: ~ | 事業区分: | 表示 | キャンセル | 追加

日付	伝番	相手科目	事業区分	摘要	取引先	税区分	借方(入金)	貸方(出金)	差引残高
【前日繰越残】									
03/01	1689	普通預金(テスト用)		財政局 小口現金 資金移動		不課税	30000	0	30,000
03/10	1690	消耗品費支出		財政局 文具代	○△文具店	課税(5%)	0	2625	27,375

CFフラグ | 内部フラグ

日付	伝番	相手科目	事業区分	摘要	取引先	税区分	借方(入金)	貸方(出金)	差引残高
04/10		消耗品費支出		財政局 文具代	△×文具店	課税(8%)	0	2700	

登録 | 更新 | 削除 | 戻る

取引先	税区分	借方(入金)	貸方(出金)
文具店	課税(8%)	0	2700
	課税(8%)		
	非課税		
	不課税		
	対象外		
	課税(5%)		

「税区分」欄で「課税(8%)」を選択します。

(3) 年間契約など、契約開始から終了までが2014年4月1日をまたぐ案件の入力方法

ここでは、1月31日に口座からホームページ年間(2014年)管理費、税込60,000円分を振込した場合の入力方法をご説明いたします。(こちらは「出納帳入力」でのご説明といたします。)

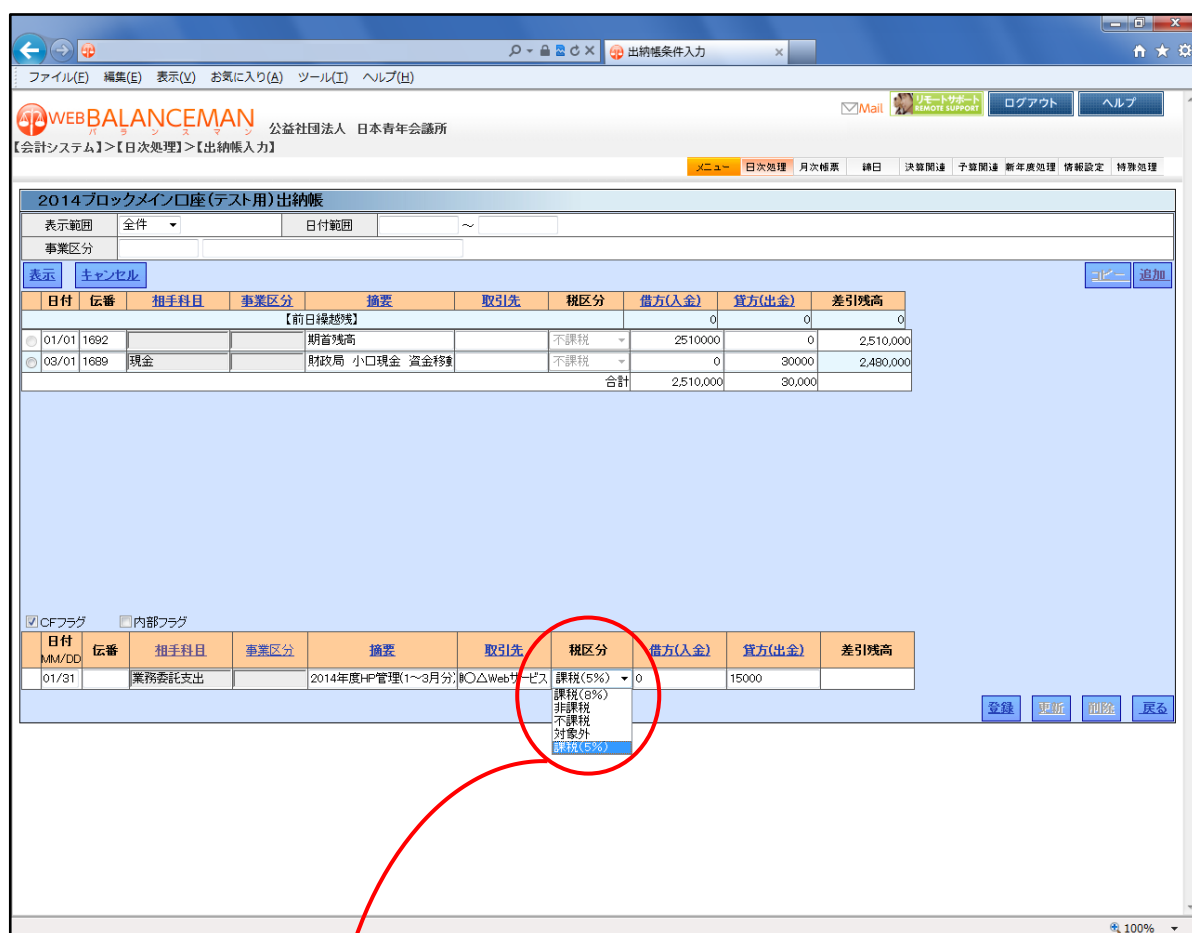
この場合、2014年1月1日から2014年12月31日まで年額60,000円の契約とすると、年額の内、3月迄の3ヶ月分が5%、以降の9ヶ月分を8%とし、それぞれで入力する必要があります。

まずは年額60,000円を月額換算しますと、年額60,000円÷12か月=5,000円/1ヶ月分となり、1~3月迄の3ヶ月分が月額5,000円×3ヶ月分=15,000円、4~12月迄の9ヶ月分が月額5,000円×9ヶ月分=45,000円となりますので、15,000円については5%、45,000円については8%で2つの取引を入力していきます。

※ 但し「I. 見積書の取扱いについて」の「3. 年間契約~」(2)の事例の様に、年間契約であっても月単位での支払い契約や、請求の細目区分が可能な場合は、それぞれ対応した税率で処理して下さい。

(ご不明な場合はお問い合わせ下さい)

まずは3ヶ月分15,000円を税率5%で入力します。「出納帳入力」画面で2014年度協議会メイン口座の出納帳をクリック後、画面左上「表示」をクリックし、画面右上の「追加」をクリックで、画面下部に出納帳入力部分を表示させ、「日付」で「01/31」を入力、「相手科目」で「2014事業活動支出-管理費支出-業務委託費支出」を選択後、「摘要」入力後、「税区分」欄で「課税(5%)」を選択し、「出金」欄に「15,000」を入力後、画面下部の「登録」をクリックします。



取引先	税区分	借方(入金)	貸方(出金)
Webサービス	課税(5%)	0	15000
	課税(8%)		
	非課税		
	不課税		
	対象外		
	課税(5%)		

「税区分」欄で「課税(5%)」を選択します。

次に9ヶ月分45,000円を税率8%で入力します。上記処理後、引き続き「日付」で「01/31」を入力、「相手科目」で「2014事業活動支出－管理費支出－業務委託費支出」を選択後、「摘要」入力、「税区分」欄で「課税(8%)」を選択し、「出金」欄に「45,000」を入力後、画面下部の「登録」をクリックします。

The screenshot shows the '2014ブロックメイン口座(テスト用)出納帳' (2014 Block Main Account (Test Use) Ledger) interface. The main table displays transactions with columns for date, account number, counterparty, business category, summary, transaction partner, tax classification, debit (income), credit (expense), and balance. A new entry for 01/31 is being made with a debit of 45,000. The 'Tax Classification' dropdown is open, showing options like '課税(8%)', '非課税', and '課税(5%)'. A red circle highlights this dropdown, and a red arrow points to a larger view of it below.

取引先	税区分	借方(入金)	貸方(出金)
Webサービス	課税(8%)	0	45000
	課税(8%)		
	非課税		
	不課税		
	対象外		
	課税(5%)		

「税区分」欄で「課税(8%)」を選択します。

以上で終了となります。